

山梨県企業局・民間企業交流研修に関する基準

山梨県企業局と民間企業の交流研修を実施するに当たり、公務の公正性に対する信頼を確保しつつ、適正な交流研修を実施するため、次のとおり交流基準を定める。

1 基本原則

(1) 対象職員

①派遣職員（企業局→民間企業）

- ・今後の電気事業の経営において重要な役割を担うことが期待される概ね30歳から50歳までの企業局職員を民間企業に交流派遣する。
- ・派遣する職員は、企業局職員の身分を保有したまま民間企業の業務に従事する。

②受入職員（民間企業→企業局）

- ・民間企業における実務経験を通じて効率的・機動的な業務遂行の手法を体得している概ね40歳以上の民間企業の職員を選考により交流採用する。
- ・採用する職員は、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職の非常勤嘱託とし、民間企業に在籍したまま企業局の業務に従事する。

(2) 対象企業

交流の相手方である民間企業は、電力システム改革の進展を見据えた今後の企業局電気事業の経営戦略の構築に資するため、より専門的な知識及び能力を体得できる電気事業法に定める電気事業者とし、平成26年度販売電力量（他社融通を除く。）の実績が10億KWh以上の事業者とする。ただし、次に該当するときは、当該期間中は交流研修を行うことができない。

①過去2年以内に、民間企業又はその役員が、刑事事件に関し起訴され、又は行政上の不利益処分（許認可等の取消し、業務停止命令、重加算税の徴収、課徴金の納付命令等）を受けたとき。

②受入職員に関する合意に反したとき。

（受入職員に関する合意）

- ・民間企業は、受入職員に対し、金銭、物品等の財産上の利益を贈与しないこと。
- ・民間企業は、受入職員であった者を交流研修終了後2年間は、交流先であった所属に対する契約の締結又は履行の業務に従事させないこと。

2 契約関係にある場合の基準

(1) 交流研修前5年間のいずれかの年度において、企業局の所属と民間企業との間で締結した契約の総額が2千万円以上かつ当該企業の売上額等の総額に占める割合が25パーセント（大企業にあっては10パーセント）以上である場合は、当該企業の交流研修を制限する。

(2) 交流研修前5年間のいずれかの年度において、企業局の所属と民間企業との間の契約の締結又は履行に携わった職員の交流研修を制限する。

3 交流研修の中止に関する基準

交流研修中に次の事項に該当したときは、当該交流研修を中止する。

(1) 民間企業又はその役員が、刑事事件に関し起訴され、又は行政上の不利益処分（許認可等の取消し、業務停止命令、重加算税の徴収、課徴金の納付命令等）を受けたとき。

- (2) 派遣職員に対し特別の取扱いをしたとき。
- (3) 受入職員に関する合意に反したとき。

4 交流研修の特例

企業局の組織の改廃、交流先企業の事業内容の変更その他この基準により難い特別の事情があると認められるときは、特例を認めることができる。

5 交流職員の服務

(1) 交流職員に共通するもの

- ①職員は、その職の信用を傷つけ、及び職全体の不名誉になるような行為をしてはならない。
- ②職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ③職員は、政党又は政治目的のために寄付金その他の利益を求める等の行為をしてはならない。

(2) 派遣職員に関するもの

- ①派遣職員は、派遣前に在職していた所属に対する契約の締結又は履行业務に従事してはならない。
- ②派遣職員は、地方公務員としての地位等に係る影響力を行使する行為をしてはならない。

(3) 受入職員に関するもの

- ①受入職員は、出身企業の業務に従事してはならない。ただし、公務の公正性を阻害しない場合で、企業局が業務に従事することを認めたときは、この限りでない。
- ②受入職員は、出身企業に対する契約の締結又は履行业務に従事してはならない。